

日本総合病院精神医学会
専門医制度規則

第1章 総則

第1条 本規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会（以下「本会」という）が定款第12章の規定に基づき、本会認定一般病院連携精神医学専門医（以下、「専門医」という）及び本会認定一般病院連携精神医学指導医（以下、「指導医」という）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

第2条 専門医及び指導医の認定に関しては、法令及び定款に別段の定めがあるほかは、この規則に従うものとする。

第2章 専門医制度委員会

第3条 専門医及び指導医の認定並びに関連する業務を行うために、専門医制度委員会を設置する。

2 専門医制度委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 専門医制度委員会には、委員長、副委員長、担当理事および委員若干名を置く。

4 委員長及び担当理事は、理事会が選任する。

5 副委員長および委員は、委員長が委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任される。

6 専門医制度委員会のもとに、次の各号の小委員会を設置する。

一 専門医研修小委員会

二 専門医試験小委員会

三 専門医等認定小委員会

7 前項の小委員会は、小委員会委員長、小委員会副委員長および小委員会委員若干名をもって構成し、その委員等は専門医制度委員長が小委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任され、理事長が委嘱し、他の専門医制度小委員会の小委員会委員長、小委員会副委員長及び小委員会委員と重任しない。

8 小委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を当該委員会または理事会に報告しなければならない。

第4条 委員長、担当理事及び委員の任期は、理事会に委員等の選任を受けてから次の理事改選時及び委員会の解散時までとし、委員等の再任及び他の委員会委員との重任は妨がない。

2 委員長及び担当理事に欠員を生じたときは、理事会は後任者を選任し、後任者は 前任者の任期を務める。

3 委員等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会における決議に基づいて解任することができる。この場合、当該委員等に対し、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

一 委員等の申し出のあったとき

二 委員等に心身の故障のために職務の執行に耐えられないと認められたとき

三 委員等に職務上の義務違反その他委員等としてふさわしくない行為をしたとき

4 委員等は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

5 小委員会は、任期等については本条第 1 項、第 2 項、第 3 項を準用する。

第 3 章 専門医の資格

第 5 条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

一 日本国の医師免許証を有すること。

二 日本精神神経学会認定精神科専門医の資格を有すること。

三 2年間の卒後臨床研修を受け、その後さらに本学会により認定された研修施設において3年以上総合病院精神医学の研修を受けた者、もしくは本学会により認定された研修施設において5年以上総合病院精神医学の研修を受けた者で細則に定める研修内容を修了していること。

四 申請時において、継続して5年以上本会の会員であること。

五 細則に定めるケースレポートを提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。

六 細則に定める専門医制度委員会専門医講習会を受講すること。

七 細則に定める専門医認定試験に合格すること。

第 4 章 専門医の認定

第 6 条 専門医認定の審査を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第 7 条 専門医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。

第 8 条 専門医認定の審査結果は、細則で定める方法で公示する。

第9条 本会理事長は、専門医認定審査合格者に対して専門医証を交付する。

第5章 専門医の認定更新

第10条 専門医の認定は、5年ごとに更新するものとする。

第11条 専門医の認定更新を希望する者は、細則に定める学術活動を行い、それに定められた書類を定められた期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

第12条 専門医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。

第13条 専門医認定更新の審査結果は、細則で定める方法で公示する。

第14条 本会理事長は、専門医認定更新審査合格者に対して専門医証を交付する。

第6章 専門医の喪失・取消

第15条 専門医は、次の各号の理由により、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、その資格を喪失する。

- 一 理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
 - 二 本会の定款に従って、本会会員の資格を喪失したとき。
 - 三 申請書類に虚偽等が認められたとき。
 - 四 専門医の認定更新を行わなかったとき。
- 2 前項第四号によって喪失した専門医資格は、やむをえない理由があると認めるときは、専門医の認定を更新することができる。

第16条 本会理事長は、専門医として不適切な行為のあった者に対して、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、専門医の資格を取り消すことができる。

第7章 指導医の役割

第17条 指導医は、専門医の認定を希望する者の研修を指導する。

- 2 指導医は、次の各号の種類とする。
 - 一 専門医資格を有する指導医（以下、専門医指導医）

二 本規則第31条第2項第2号の定める研修施設においてのみ専門医の認定を希望する者の指導を行うことのできる指導医（以下、特定指導医）

3 前項第2号の特定指導医は、その所属する研修施設においてのみ、専門医の認定を希望する者の指導を行い、その特定指導医が非研修施設に異動した場合は、指導医を名乗ることができない。

第8章 指導医の資格

第18条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならぬ。

- 一 日本国の医師免許取得後10年以上経過していること。
- 二 専門医に認定された後3年以上経過していること。
- 三 8年以上総合病院精神医療に原則常勤で従事した経験を有すること。
- 四 申請時において、継続して8年以上本会の会員であること。
- 五 細則に定める学術活動を行っていること。
- 六 細則に定めるケースレポート、または細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。
- 七 細則に定める専門医制度委員会指導医講習会を受講していること。

2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号の条件を全て満たさなければならぬ。

- 一 日本国の医師免許取得後8年以上経過していること。
- 二 8年以上総合病院精神医療に従事した経験を有すること。
- 三 申請時において、本会の会員であること。
- 四 細則に定める専門医制度委員会指導医講習会を受講していること。
- 五 第31条第2項第2号に定める特定研修施設及びそれに準じる施設の常勤職員であること。

3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与認定の審査を希望する者は、次の各号の条件をすべて満たさなければならぬ。

- 一 日本国の医師免許証を有すること。
- 二 日本精神神経学会認定精神科専門医又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有すること。
- 三 細則に定めるケースレポート、または細則に定めるその代替資料を提出し、全てが専門医制度委員会の審査に合格すること。
- 四 細則に定める専門医制度委員会専門医講習会を受講すること。
- 五 細則に定める専門医認定試験に合格すること。

第9章 指導医の認定

第19条 専門医指導医または特定指導医の認定審査を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

2 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

3 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

第19条の2 本規則第18条第3項及び本条第2項の特定指導医への専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与する措置並びに本条第3項の専門医資格を有する特定指導医への特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与する措置は、平成29年4月1日から開始し、細則で定める日をもって終了するものとする。

第20条 指導医認定の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。

第21条 指導医認定の審査結果は、細則で定める方法で公示する。

第22条 本会理事長は、指導医認定審査合格者に対して指導医証を交付する。

第10章 指導医の認定更新

第23条 指導医の認定は、5年ごとに更新するものとする。

第24条 専門医指導医の認定を更新した場合には、専門医の認定も併せて更新されるものとする。

第25条 専門医指導医、または特定指導医の認定更新を希望する者は、細則に定める書類をその定める期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

第26条 指導医認定更新の審査は、専門医制度委員会が行い、理事会の決議により承認する。

第27条 指導医認定更新の審査結果は、細則で定める方法で公示する。

第28条 本会理事長は、指導医認定更新審査合格者に対して指導医証を交付する。

第11章 指導医の喪失・取消

第29条 指導医は、次の各号の理由により、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、その資格を喪失する。

- 一 理由を付して、指導医を辞退したとき。
 - 二 本会の定款に従って、本会会員としての資格を喪失したとき。
 - 三 申請書類に虚偽等が認められたとき。
 - 四 指導医の認定更新を行わなかったとき。
- 2 前項第四号によって喪失した指導医資格は、やむをえない理由があると認めるときは、指導医の認定を更新することができる。

第30条 本会理事長は、指導医として不適切な行為のあった者に対して、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、指導医の資格を取り消すことができる。

第12章 研修施設

第31条 研修施設は、指導医が常勤し、他の診療科との連携による診療が行われているいわゆる総合病院とし、その基準は細則に定める。

- 2 研修施設は、次の各号の種類とする。
 - 一 専門医指導医が常勤する研修施設（以下、専門医研修施設）
 - 二 特定指導医が常勤する研修施設（以下、特定研修施設）
- 3 前項第二号の特定研修施設は、細則に定める研修施設及びそれと同等の機能を有する医療施設とする。
- 4 研修施設に常勤する指導医のうち一人を指導責任者とし、指導医が一人の場合はその者を指導責任者とする。

第32条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任者が、細則に定める書類を専門医制度委員会に提出しなければならない

第33条 研修施設の認定は、専門医制度委員会による調査と審査を経て、理事会の決議により承認する。

第34条 研修施設認定に関する審査結果は、細則で定める方法で公示する。

第35条 本会理事長は、研修施設認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。

第36条 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が細則に定める書類をそ

の定める期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

第36条の2 研修施設は、本規則第32条により申請をした事項に変更があったときは、変更のあった時以後6ヶ月以内に専門医制度委員会に届出なければならない。

第37条 研修施設の更新認定は、専門医制度委員会による調査と審査を経て、理事会の決議により承認する。

第38条 研修施設の更新認定に関する審査結果は、細則で定める方法で公示する。

第39条 本会理事長は、研修施設更新認定審査に合格した施設に対して研修施設認定証を交付する。

第13章 規則改正に伴う移行措置等

第40条 平成25年3月31日までに申請し認定を受けた指導医及び研修施設はそれぞれ専門医指導医及び専門医研修施設と読み替えるものとする。

2 前項により読み替えられた専門医指導医の次回更新時のみ、第25条第1項第六号の専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料の提出は必要としない。

第14章 規則の変更

第41条 本規則を変更する場合は、理事会の決議を経て、評議員総会の承認を得るものとする。

付 則

第1条 本規則は、平成13年4月1日から施行する。

平成16年1月改正。

平成17年10月改正。

平成18年11月改正。

平成21年11月26日改正。

平成23年11月24日改正。

平成24年11月29日改正、平成25年4月1日施行。

平成25年11月28日改正、同日施行。

平成28年11月24日改正、平成29年4月1日施行。

令和4年10月27日改正、令和5年4月1日施行。

第2条 本規則の施行に関する細則は別に定める